

第?編 憲法一般規定について

著者	矢谷 通朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	154
雑誌名	ブラジル連邦共和国憲法 : 1988年
ページ	195-199
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014567

第IX編

憲法一般規定について

第233条 第7条のXXIXの効力のため、農業雇用者は、5年ごとに労働裁判所に対し、農村労働者およびその組合代表の出席の下で、労働者に対する労働債務の履行を証明する。

§1 本条にいう債務の履行が証明されたとき、雇用者は当該期間の債務から生じた一切の責任を免除される。使用人およびその代理人が雇用者の立証に同意しない場合、労働裁判所に紛争解決の権限が属する。

§2 いかなる場合においても、使用人は、過去5年間につき存在すると考える債権を裁判上請求する権利が留保される。

§3 本条にいう証明は、雇用者の判断基準に従い、5年を下回らない期間に行われる。

第234条 連邦は、州の新設の結果、休職中の職員の費用に関する負担および間接行政を含む公共行政の内外債務の負担と償還に関する費用を、直接または間接的に引き受けることを禁止される。

第235条 州の新設から10年間においては、下記の基本的規範が遵守される：

- I - 立法議会は、州の人口が60万人を下回るときには、17人の議員で構成され、またこれと同等もしくはこれを超える数で150万人までのときは、24名で構成される；

- II - 州行政府は、最高10の州務局 (Secretaria) を有する；
- III - 会計検査院は、3人の構成員を有し、適性および卓越した知識が証明されたブラジル人の中から選挙された知事が任命する；
- IV - 州高等裁判所は7人の裁判官 (Dezembargador) を有する；
- V - 最初の裁判官は、次の方式で選出され、選挙された知事が任命する：
 - a) 年齢35歳以上で、新州または原州の地域で現職の裁判官の中から5人；
 - b) 本憲法の定める手続を遵守して、同じ条件にある検察官、および最低10年の実務の職業経験を有し、適性と卓越した知識が証明された弁護士の中から2人；
- VI - 連邦直轄領から生じた州の場合において、最初の5人の裁判官は、ブラジル全国の第1審州裁判官の中から選出することができる；
- VII - 各裁判区において、最初の第1審州裁判官、検察官および公共弁護官は、公開選抜の試験と資格の後、選挙された知事により任命される；
- VIII - 州憲法の公布まで、州の検察総局、総弁護庁および公共弁護総局の職は、選挙された知事が任命し、かつ任意に (ad nutum) 辞職可能である、最低35歳以上の卓越した知識を有する弁護士が就任する；
- IX - 新州が連邦直轄領から昇格した場合には、連邦行政に属する公務員を選択した者に対し支払われる連邦の財政負担の移転は、次の方式にもとづいて行われる：
 - a) 州の新設第6年目において、州は公務員への支払いのため、財政負担の20パーセントを引き受け、残余は引き続いて連邦の負担とする；
 - b) 第7年目において、州の負担は30パーセントに追加され、また、第8年目において、残余は50パーセントとする；
- X - 本条にいう職につき、最初の任命の後に行われる任命は、州憲法において規律される；
- XI - 人件費の予算は、州の歳入の50パーセントを超えることはできない。

第236条 公証人および登記の役務は、公権力の委任にもとづき、排他的に行使される。

§ 1 法律はこれらの活動を規制し、公証人、登記官吏およびその代行人の民事および刑事の責任を規律し、また司法局によるこれらの者の行為の監督を決定する。

§ 2 連邦法は、公証人および登記の役務行為に関する報酬を決定する一般規範を定める。

§ 3 公証人および登記の業務を行うには、公開選抜試験と資格によらなくてはならず、いかなる職も補充または配属のための選抜試験を行うことなく、6カ月以上、空席にしておくことは認められない。

第237条 外国貿易に対する監督と統制は、国家の財政的利益を擁護する上で不可欠のもので、大蔵省が行行使する。

第238条 法律は本憲法の原則を尊重し、石油燃料、アルコール燃料および再生可能原料のその他の精製燃料の売買および転売について定める。

第239条 1970年9月7日付補足法第7号により創設された社会統合計画および1970年12月3日付補足法第8号によって創設された公務員財産形成計画の負担金からの徴収金は、本憲法の公布以後、法律の規定に従い、失業保険計画および本条§3にいう特別報酬の資金給付に転用する。

§ 1 本条の主文にいう資金のうち、少なくとも40パーセントは、その価額を維持する報酬基準をもって、国立経済社会開発銀行を通じて、経済開発計画への資金供給に充てられる。

§ 2 社会統合計画および公務員財産形成計画の累積資産は、婚姻を理由とする引出しを除いて、特別法に定める状況の下での引出し基準を維持して保全される。ただし、加入者の個人勘定における預金のため、本条の主文にいう徴収金額を配分することは禁止される。

§ 3 社会統合計画または公務員財産形成計画に対し負担金を納付する雇用者から、2倍最低賃金までの月額報酬を受ける使用人は、年間、1最低賃金の支払いが保障され、また、本憲法の公布日までに、この計画にすでに加入していた者には、上記の額に個人勘定の収入額が算入される。

§ 4 失業保険の積立基金は、法律の定めるところに従い、労働力の回転率が部門の平均回転率を上回る企業から追加負担金を受ける。

第240条 民間の社会事業団体および労働組合に結合された職業訓練団体に対し向けられる賃金表にもとづく使用人の現行強制負担金は、第195条の規定から除外される。

第241条 職業捜査官には、本憲法第135条で規律する職に相当する第39条§1の原則が適用される。

第242条 第206条のIVの原則は、州または市郡の法律により創設された公認の教育機関で、かつ本憲法の公布の日が存在し、全部または大部分が公共資金によって維持されていないものには適用されない。

§ 1 ブラジルの歴史の教育は、ブラジル人の形成のため異なる文化および民族の貢献を考慮に入れる。

§ 2 リオ・デ・ジャネイロ市に所在するペトロII世高校は、連邦の管轄において維持される。

第243条 国のいかなる地域における耕地も、精神障害作用をもつ植物の不法な栽培を行っているとき、所有主にはなんらの補償もなく、また法律に定める他の制裁を妨げることなく、直ちに収用され、かつ食用および医薬用の生産物の栽培のために特に小作人の入植に振り向けられる。

単項 麻薬および類似の薬品の不法な運搬の結果、押収されたなんらかの経済的価値を有する物品は全て没収され、麻薬患者の治療と回復にあたる専

門施設と専門家のために、またこれら物質の運搬の犯罪を監視、統制、予防および抑圧する活動の装備または費用のために使用される。

第244条 法律は、第227条の§2の規定に従い、身体障害者に対して適切な利用を保障するため、現存する公共用の敷地および建造物ならびに公共輸送手段の適合性について定める。

第245条 法律は、詐欺犯罪の犠牲となった者の困窮相続人および被扶養者に対して、公権力が扶助を与える場合と条件について定める。ただし、本人の違法による民事上の責任はこの限りでない。

ブラジリア、1988年10月5日——(以下、憲法制定国民議会議員名列記一別掲)